



2023 年 10 月

危機管理・コンプライアンスニュースレター No.80

米国最新法律情報 No.101

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.12

米国ウイグル強制労働防止法に関する近時のアップデート

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 福原 あゆみ

1. はじめに

近年、米国では、1930 年関税法第 307 条及び 2022 年 6 月に施行されたウイグル強制労働防止法（以下「UFLPA」という）に基づき、人権侵害を根拠とする輸入規制を積極的に実施している¹。また、米国連邦議会上院が複数の自動車会社に対しサプライチェーンにおける強制労働への対応状況について回答を求める²など、輸入規制以外の動きも無視できない流れとなっている。

中国新疆ウイグル自治区との関係では、UFLPA の施行に先立つ 2020 年 7 月、米国国務省等が「新疆ウイグル自治区における強制労働等の人権侵害に関する勧告³」を公表し、同地区における強制労働等に関与する企業がサプライチェーンに含まれていないかを確認するための人権デュー・ディリジェンスを実施することを推奨している（なお、改訂版が 2021 年 7 月に公表されている）が、本年 9 月 26 日その付属書（addendum）が公表されている⁴（以下「本付属書」という）。

本付属書では、同地区における強制労働の情報を含む報告書（米国政府により作成されたものと、学術機関等政府以外の機関により作成されたもの双方を含む）を紹介するとともに、改めて企業による人権デュー・ディリジェンスの必要性を強調しており、当該勧告ないし本付属書自体が法的拘束力を持つものではないが、米国政府の問題意識を示唆するものとして参考になると思われるので、その概要を紹介する。

¹ UFLPA の概要については、NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No.67（2022 年 1 月）「[ウイグル強制労働防止法の制定](#)」、2022 年会計年度の執行状況については、NO&T International Trade Legal Update 国際通商・経済安全保障ニュースレター No.4（NO&T Compliance Legal Update 危機管理・コンプライアンスニュースレター No.72・NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No.85 との合併号）（2023 年 3 月）「[ウイグル強制労働防止法（UFLPA）の執行状況と実務上の留意点～最新の執行状況に関する統計データを踏まえて～](#)」参照。

² <https://www.finance.senate.gov/chairmans-news/senate-finance-committee-chair-wyden-expands-investigation-of-auto-supply-chain-links-to-forced-labor-in-xinjiang-china>

³ Xinjiang Supply Chain Business Advisory “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China”

⁴ <https://www.state.gov/xinjiang-supply-chain-business-advisory/>

2. アップデート概要

(1) 前提となる UFLPA の概要等

UFLPA は、①新疆ウイグル自治区で全部又は一部が生産等された製品、及び②米国政府が特定した Entity List に掲載された事業体により生産等された製品について、強制労働により生産された製品であると推定し、輸入者である企業が、輸入品が強制労働により製造されたものでないことを「明確かつ説得力のある証拠」により立証するなどの要件を満たした場合に限って輸入が認められるとしている。これは、企業側に強制労働を利用していないことの立証責任が課せられている点で、企業にとっての負担が重い規制となっている。

また、CBP（米国税関・国境警備局）が 2023 年 2 月に公表したガイダンスでは、輸入者が適法性を立証するために提出すべき資料として、原材料の支払いや、輸送に関する文書（請求書、契約書、発注書等原材料の支払い・輸送に関する商取引が発生したことを示す記録など）、輸入品とその構成品の原産国を証明する取引およびサプライチェーンの文書（梱包明細書、船荷証券など）が広範に挙げられている。

Entity List の対象となる事業体のリストについても、2022 年 6 月以降複数回にわたり更新されており、本年 9 月 26 日に新たに中国企業 3 社が追加されている⁵。

(2) 本付属書の概要

ア 米国政府の報告書

米国政府の報告書としては、以下のものが含まれており、新疆ウイグル自治区において、職業訓練や貧困緩和等の名目で少数民族に対する強制労働等が行われてきたことが指摘されている。なお、これらの報告書は、企業が人権デュー・ディリジェンスを行うにあたり、国ごと又は製品ごとの強制労働等のリスクを一次的に把握する目的でも有用と思われる。

- ・ 国務省「人権慣行に関する国別報告書」（2022 年）
- ・ 国務省「人身取引報告書」（2023 年）
- ・ 国務省「国際的な宗教の自由に関する報告書」（2021 年）
- ・ 労働省「強制労働又は児童労働により生産された製品リスト」⁶

イ 学術機関等政府以外の機関の報告書

また、学術機関等の報告書としては、以下のものが含まれており、複数の産業・製品について新疆ウイグル自治区での強制労働リスクが指摘されている。

- ・ 英国シェフィールド・ハラム大学のヘレナ・ケネディ国際司法センター「中国自動車産業における強制労働の原動力に関する報告書」（中国における自動車製造（原材料加工等）において新疆ウイグル自治区の労働力が利用される割合が増加していること等が指摘されている）
- ・ 人権擁護団体 UHRP「レッドデーツ（ナツメヤシ）に関する報告書」（同地区における強制労働リスクが高い中国の輸出品としてレッドデーツが指摘されている）
- ・ ヘレナ・ケネディ国際司法センター「抑圧の上に築かれた（Built on Repression）ウイグル地区における PVC 建材の人権侵害・環境酷使への依存」（ポリ塩化ビニル（PVC）の生産における同地区の強制労働の使用等が指摘されている）

⁵ <https://www.dhs.gov/news/2023/09/26/dhs-announces-three-additional-prc-based-companies-result-forced-labor-enforcement>

⁶ 2022 年 9 月の改訂により、太陽電池のインゴット、ウエハー、セル、モジュールが新疆ウイグル自治区生産のポリシリコンに関連する中国からの川下製品として追記されている。

3. おわりに

UFLPA の活発な執行に伴い、米国への輸出を行う日本企業としては、自社の製品（又はそれが組み入れられる最終製品）がアメリカに出荷されることが想定される場合、サプライチェーンをマッピングし、UFLPA などに基づく輸入差止めのリスクがないかどうかを確認する体制を整備する必要性に迫られている。

企業のサプライチェーンにおける人権尊重については、2023 年 5 月には IPEF（インド太平洋経済枠組み）サプライチェーン協定が日米を含む 14 か国で実質妥結され、国際的にサプライチェーン脆弱性の監視や労働者権利侵害の場合の対応等について連携することが確認される⁷など、国際協調の動きも進んでいることから、このような協調の方向性についても引き続き注目される。

以 上

[執筆者]



塚本 宏達

（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー）

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP（シリコンバレー）勤務。雇用関連法と知的財産法分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



福原 あゆみ（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省及び検察庁での経験を活かし、企業の危機管理及びグローバル調査を主な業務分野としている。国内外の規制当局が関与するクロスボーダーの複雑な調査を取り扱うほか、ビジネスと人権（BHR）に関するアドバイスをはじめとするコンプライアンス体制構築の支援も多数行っている。経済産業省「蓄電池のサステナビリティに関する研究会」委員（2022 年～）、経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」委員（2022 年）。著書『基礎からわかる「ビジネスと人権」の法務』（中央経済社）が本年 4 月に発刊。当事務所 ESG プラクティスチームの共著で『ESG 法務』（きんざい）が本年 9 月に発刊。

⁷ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipef.html>

【関連セミナーのご案内】

ADVANCE 企業法セミナー

「日本企業のコンプライアンス・プログラムを考える –組織風土との関連性や運用の要点等–」

- 日時：2023年11月1日（水）14:30～18:00（14:00～受付開始、16:50～レセプション）
- スピーカー：埴尚義、眞武慶彦、福原あゆみ、深水大輔、辺誠祐、伊丹俊彦、曾木徹也
- 会場：J Pタワー ホール&カンファレンス（K I T T E丸の内4階・東京駅 地下直結）
- セミナー概要：

ESG やサステナビリティの重要性が広く認識される中、多くの日本企業が、組織内の不正リスクやコンダクトリスクを適切に管理するための実効的なコンプライアンス・プログラムの整備・運用に苦心しているのが現実です。

企業がサステナブルであるためには、その置かれている状況を踏まえ、当該企業の屋台骨を揺るがすような重要なコンプライアンス違反について、予防、摘発、改善のプロセスが有効に機能するコンプライアンス・プログラムを考え、実践することが不可欠となります。

そこで、本セミナーでは、日本企業の多くに見られる組織風土とコンプライアンス・プログラムの関係や、人事や監査、内部通報制度等、コンプライアンス・プログラムを構成する様々な制度の要点について、この分野の経験が豊富な弁護士が最新の議論や実務経験等を踏まえた解説、意見交換を行います。

なお、本セミナーはオンデマンド配信を予定しておりませんので、ぜひご来場賜れましたら幸いです。

- 主催：長島・大野・常松法律事務所
- 申込締切：2023年10月26日(木)15:00 までにお申し込みください。
- 受講料：無料

※詳細・お申し込み方法につきましては、[こちら](#)からご確認ください。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

コンプライアンス・アセスメントのご案内

当事務所の危機管理・コンプライアンスチームでは、事業環境を踏まえ企業のコンプライアンスリスクを分析した上、社内規程その他のコンプライアンス体制の改善に向けたアドバイスを提供するコンプライアンス・アセスメントをご提供しています。対象とする分野を限定した初期的なアセスメントを実施することも可能です。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者までお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

福原 あゆみ パートナー
ayumi_fukuhara@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所
www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

危機管理・コンプライアンスニュースレター、米国最新法律情報、国際通商・経済安全保障ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。危機管理・コンプライアンスニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>まで、米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>まで、国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。